

50. 南知多町

愛知自治体キャラバン陳情事項への回答書（南知多町）

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 保険料の負担については、段階的に所得に応じた配慮がなされています。また、年度途中に負担能力が著しく低下した方への保険料の減免規定が設けられており、新たに減免する考えはありません。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 「南知多町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱」に基づき一定の低所得者に対して実施しています。これ以外で新たに減免する考えはありません。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

(回答) 今のところ町独自で対応する考えはありません。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(回答) わかりやすい文書となるよう努めていますが、他市町の説明書を参考に改善すべきところがあれば、改善します。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱が起きないようにしてください。

(回答) 随時、情報交換会を行う予定です。

- ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 特別養護老人ホーム等の施設整備については、国の基準、また、保険給付の財源(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画策定において、検討します。また、町独自の助成制度は考えておりません。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 賃金等への財政支援の考えはありません。研修につきましては、日本福祉大学に委託し、サービス適正実施指導事業の一環として、他市町と合同で研修会を実施しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食については、現在検討中です。会食方式につきましては、半島側24回、離島8回 計32回を実施しています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) 実施予定はありません。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 既存のサロンの拡充、また、新設サロンのサポート事業と検討しています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 実施予定はありません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 実施予定はありません。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 後期高齢者医療の医療給付の一部負担金は、国の制度に基づいて行っており、現在、国的一部負担金の無料化の方針はありません。

現在の福祉給付金制度は県の制度に併せ行っており、障害者等の対象要件のない非課税世帯の医療費の助成で、町単独で行っているのは、ひとり暮らし老人のみである。

障害者等の対象要件のない(ひとり暮らし老人の該当者は除く)非課税世帯に拡大を町単独で行うことは考えておりません。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

(回答) 助成する予定はありません。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 愛知県後期高齢者医療広域連合の指示を仰ぎ、適切な処理を行います。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 愛知県の福祉医療制度に則り、医療費の一部負担金の支給を行います。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(回答)現時点考えていない。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)現在は小学卒業年齢まで現物給付を実施中。

現物給付の年齢の拡大の考えは、現在のところありません。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(回答)大幅な増額予算を必要とするため、困難であるが、できるだけ國の方針に近づけたい。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

(回答)現時点では考えていない。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答)ご要望どおりになっています。(1.3倍です。市町村の窓口でも受付けています。)

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)地方財政計画における国民健康保険制度の運営に関し、市町村の一般会計からの繰り出しについては、総務省自治財政局より基本的な考え方がしめされておりますのでこれに基づき実施しています。

イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)保険税は、特定の目的に使うために課税するものであり、加入者全てが医療を受けることがあるから、公平に課税しています。

実施するには、制度改正が必要です。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)減免制度につきましては、現状の制度の範囲で運用を考えており(低所得世帯に対する軽減制度もあり)、拡充は国保財政への負担増となるため考えていません。

現状制度「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)町条例に「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」となっており、現状要件「前年所得が200万円以下で当年の見込所得が2分の1以下に減少すると認められる世帯」の範囲内で運用を考えており、拡充は国保財政の負担増となるため考えていません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)公費医療の対象者に対しては、資格証明書の対象から除いております。また国保改正により、中学生以下も対象から除かれましたが、本町は18歳までの子どもについても拡大して、対象から除いております。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(回答)分納状況に応じ、短期証を交付しております。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)保険税の徴収については、こまめに臨戸訪問を実施することにより、納付指導、分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しております。また、短期証・資格証明書の対象とならないように他の税に優先して納付するようにしており、加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。しかし、悪質な場合は差押さえもやむを得ないと考えております。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(回答)基準等が設けてありません。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

(回答)独自の軽減制度は予定していない。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

(回答)独自の軽減制度は予定していない

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答)独自の単独補助制度は予定していない

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)がん検診以外は、無料実施。集団検診を基本とする。一部がん検診について個別検診を検討中。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

(回答)無料実施については、考えていない。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

(回答)無料で実施中。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)町には福祉事務所がないため権限がありません。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答)町には福祉事務所がないため権限がありません。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答)町には福祉事務所がないため権限がありません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩

壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾患も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上